

富士市健康づくりデイトレーニング事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号にロに規定する第1号通所事業のうち、市が業務委託する事業者が緩和した基準により実施するサービス（以下「健康づくりデイトレーニング事業」という。）の人員、設備及び運営に関する事項等を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 健康づくりデイトレーニング事業は、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）を介護事業所等に通所させて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練、運動器の効果測定を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業

健康づくりデイトレーニング事業をいう。

(2) サービス

健康づくりデイトレーニング事業で利用者に提供されるサービスをいう。

(3) 介護予防通所介護相当サービス基準

富士市介護予防通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準をいう。

(4) 通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス（介護予防通所介護相当サービス基準第1条に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。）、富士市健康づくりデイサービス（富士市健康づくりデイサービス事業実施要領に規定する事業をいう。）、富士市生きがいデイサービス（富士市生きがいデイサービス事業実施要領に規定する事業をいう。）をいう。

(5) 常勤換算方法

当該事業所の職員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 基本チェックリストにおいて、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された者又は要介護認定において、要支援1・2と認定された者

(サービスの内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとし、利用者の介護予防サービス計画又は介護

予防ケアマネジメントの内容に沿って、提供するものとする。

(1) 機能訓練、運動器の効果測定

日常動作訓練（機能訓練）を行い、利用者の生活機能の維持・向上に努める。また、運動器の効果測定を行う等、利用者の身体状態の把握に努める。

(2) 相談援助等の生活指導

利用者の相談に乗り、地域包括支援センター等との連携を図ることにより、より適切な支援を行うよう努める。

(3) 健康状態の確認

必要に応じ、バイタルチェックを行う等、利用者の健康状態の把握に努める。

(4) その他日常生活上の世話

日常生活全般にわたって、生活リハビリの考えに基づいたケアを行う。ただし、入浴を除く。

2 事業を受託する社会福祉法人等は、次の点に留意してサービスを提供するものとする。

(1) 利用者の介護予防に資するよう、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議等（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成のために介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの原案に位置付けた第1号事業の担当者を召集して行う会議をいう。以下同じ。）を通じて情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うためにその目標を設定し、計画的に行われるものとする。また、必要に応じて、個別サービス計画を作成するものとする。

(2) 個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。また、個別サービス計画を作成した場合は、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(3) サービスの提供の開始時から、必要に応じて利用者の状態やサービスの提供状況等について把握を行い、記録し、必要に応じて地域包括支援センター等へ連絡相談するものとする。

(4) サービス提供の開始時及び以後必要時に、利用者の個別の状態や提供状況について地域包括支援センター等に報告するとともに、必要に応じて個別サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。また、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(5) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。

(6) 利用者とのコミュニケーションを図るなど、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

(7) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師等と連携を図りながら、常にサービスの向上を図るよう努めるものとする。

(8) サービスの提供に当たって、介護技術の進歩に合わせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

(9) 利用者の心身の状態に変化等があった場合は、地域包括支援センター等へ連絡相談するものとする。

(10) サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(事業の委託)

第6条 市は、本事業について、適切な事業の実施が確保できると認められる社会福祉法人等に委託し、実施する。

- 2 事業を受託する社会福祉法人等は、市が指定する富士市健康づくりデイトレーニング事業計画書を提出するものとする。

(職員の職種、員数等)

第7条 事業所ごとの職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 専従で1人とする。ただし、事業に支障がない場合は他の職種または他事業所等の職務に従事可能なものとする。
- (2) 従事者 利用者数が、15人以下の場合は専従で1人以上とし、16人以上の場合は利用者1人につき専従0.1以上を確保するものとする。ただし、区分された2以上の事業実施場所に分かれて行う場合は、1箇所につき上記の従事者数を確保しなければならない。
- 2 事業所は、従事者が機能訓練指導員、健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員または高齢者体力づくり支援士等の資格を有していない場合、日常動作訓練（機能訓練）やその評価について理解している者を従事させるものとする。
- 3 第1項に定める職員は、市主催の研修を受講するものとする。
- 4 事業所は、介護予防通所介護相当サービス事業者（介護予防通所介護相当サービス基準第2条第1号に定める介護予防通所介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、健康づくりデイトレーニング事業と介護予防通所介護相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ介護予防通所介護相当サービス基準第5条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。
- 5 事業所は、管理者、従事者を定め、市に事前に届け出るものとする。また、変更があった場合は、その旨を速やかに届け出るものとする。

(営業日及びサービス提供時間等)

第8条 営業日及びサービス提供時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、週2日以上とする。
- (2) サービス提供時間は、1時間30分以上とする。
- 2 事業所は、営業日、サービス提供時間及び開始時刻を定め、市に事前に届け出るものとする。また、変更があった場合は、その旨を速やかに届け出るものとする。

(利用定員)

第9条 事業実施場所の面積(m²)を3で除した数を1回当たりの利用定員とする。

(設備)

第10条 事業所は、サービスを提供するために必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに事業の提供に必要な機能訓練に資する設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の設備は、専らこの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 事業所は、介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、健康づくりデイトレーニング事業と介護予防通所介護相当サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ介護予防通所介護相当サービス基準

第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営)

第11条 本事業は、介護予防通所介護相当サービス、富士市健康づくりデイサービスとの一体的な運営を行えるものとする。ただし、利用定員は介護予防通所介護相当サービス、富士市健康づくりデイサービスの基準で必要な面積を引いた余剰分的面積に対応し、且つ、第7条を満たす定員までとする。

2 事業所は、介護予防通所介護相当サービス、富士市健康づくりデイサービスの利用者と混在してサービスを提供することはできない。

(利用の制限)

第12条 対象者が通所できる事業所は1箇所とし、利用できる回数は次のとおりとする。

- (1) 事業対象者 1週間に1～2回
- (2) 要支援1 1週間に1回
- (3) 要支援2 1週間に1～2回

2 本事業と他の通所型サービスとの併用はできないものとする。

(利用の申請)

第13条 サービスの提供を受けることを希望する高齢者又はその家族（以下「申請者」という。）は、富士市健康づくりデイトレーニング利用申請書（様式第1号）により、市に申請しなければならない。申請に際しては、介護サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを添付することとする。

(利用の決定)

第14条 市は、前条に定める申請を受けたときは、速やかに対象者の身体の状況、家族状況等を調査した上で、利用の可否を決定し、申請者及び事業所に通知するものとする。

2 市は、前項の決定をしたときは、富士市健康づくりデイトレーニング利用者台帳（様式第2号）を作成するものとする。

(内容及び手続の説明)

第15条 事業所は、事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行う。

2 事業所は、利用者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 事業所の使用に係る電子計算機と利用者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 事業所の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項について電気通信回線を通じて利用者又はその家族の閲覧に供し、当該利用者又はその家族の使用する電子計算組織に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあ

っては、事業所の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式のほか、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録）により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、事業所の使用に係る電子計算機と、利用者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 事業所は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち事業所が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を受けた事業所は、利用者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、利用者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、利用者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第16条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供の記録）

- 第17条 事業所は、サービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容及び当該サービスについて利用者から預かった利用料の額その他必要な事項を記録しなければならない。
- 2 事業所は、利用者からサービス内容等の情報提供の申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、利用者に対して提供しなければならない。

（受給資格等の確認）

- 第18条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、事業対象者資格の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

- 第19条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な支援を行わなければならない。
- 2 事業所は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 事業所は、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第21条 事業所は、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント等の変更の援助)

第22条 事業所は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(事業実施の報告)

第23条 事業所は、必要に応じ、利用者の出欠の状況等を地域包括支援センター等に報告するものとする。

- 2 事業所は、事業の実施状況について、富士市運動型健康づくりサービス実施報告書(様式第3号)及び富士市運動型健康づくりサービス活動内容報告書(様式第4号)により、毎月5日までに前月の実施状況を市に報告するものとする。
- 3 事業所は、利用者の身体状況の変化について6ヶ月ごとに評価を行い、サービス活動内容報告書(様式第4号)により市に報告するものとする。併せて、評価の結果について、利用者及び地域包括支援センター等に提示するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第24条 事業所は、毎月利用者の介護保険負担割合証を確認するものとし、サービスの利用料は、利用者負担割合に応じて、1回につき、1割負担の場合は250円、2割負担の場合は500円、3割負担の場合は750円とする。

- 2 利用者は、事業所からサービスの提供を受けた時は、事業所を通し市に利用料を支払うものとする。事業所は、利用者から利用料を徴収し、市に納付するものとする。
- 3 サービス提供時間内において、食事の提供に要する費用、サービス利用に当たって生じた原材料費、保険料、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるものが発生した場合は、利用者が負担するものとする。
- 4 外部講師を招聘する費用が発生した場合は、事業所が負担するものとする。

(衛生管理等)

第25条 事業所は、利用者の使用する施設、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業所は、事業所内において感染症が発生した場合は、市に報告しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第26条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によってサービスを受け、又は受けようとしたとき。

(秘密保持等)

第27条 事業所及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、委託期間終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記するものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 事業所は、利用者に対するサービスの提供や送迎において事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に速やかに報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故への対処について、富士市健康づくりデイトレーニング事故報告書(様式第5号)により、報告するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。
- 4 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第29条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(勤務体制の確保等)

第30条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 事業所は、広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第32条 事業所は、ケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等及びその従事者に対する利益供与の禁止)

第33条 事業所は、地域包括支援センター等又はその従事者に対し、利用者に対してサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第34条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、法第115条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第35条 事業所は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録等の整備)

第36条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業所は、次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 個別サービス計画
 - (2) 具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び講じた措置の記録

(廃止・休止の届出と便宜の提供)

第37条 事業所は、事業を廃止又は休止するときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 廃止、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止、又は休止しようとする理由
- (3) サービス利用者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業所は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届け出の日前1か月以内にサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、事業その他必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、同業他事業所、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(委任)

第38条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

- 様式第1号 富士市健康づくりデイトレーニング利用申請書
- 様式第2号 富士市健康づくりデイトレーニング利用者台帳
- 様式第3号 富士市健康づくりデイトレーニング実施報告書
- 様式第4号 富士市健康づくりデイトレーニング活動内容報告書
- 様式第5号 富士市健康づくりデイトレーニング事故報告書